



心ゆたかに

人権問題啓発誌

第25号

— 部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために —

2016年（平成28年）8月1日 米子市市民人権部人権政策課 TEL (0859) 23-5415



ご存じですか？

女性活躍
推進法

ヘイトスピーチ
解消のための法律

障害者差別
解消法



人権尊重社会の実現をめざして

平和で平等な社会の実現は、すべての人々の共通の願いです。「人権」はこれからの社会を豊かにしていくための重要なテーマです。

今回は新たに平成28年に施行された「人権」に関する3つの法律について紹介します。

① ヘイトスピーチ解消のための法律(平成28年6月3日施行)

(正式名:本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

「ヘイトスピーチ」とは特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、近年多くの関心を集めています。こうした言動は人々に不安感を与え、差別意識を生じさせることになりかねません。

一人ひとりの人権が尊重される社会をめざすうえで、こうした言動は許されるものではありません。この法律の施行により、民族などを理由とした差別の根絶の推進が期待されます。

民族や国籍の違いを越えて、
互いの人権を尊重し合う
社会を築こう!!



② 女性活躍推進法(平成28年4月1日施行)

(正式名:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

日本の女性が働く現状を見てみると、女性の就業率は上昇していますが、就業を希望しながらも働いていない女性は依然として約300万人にも上ります。

また、出産・育児を機として離職する女性も多く、出産・育児が一段落して再就職した場合はパートなどの非正規雇用になる場合が多く、女性の再就職者の非正規雇用者の割合は約6割になっています。管理的立場にある女性の割合も約1割程度となっており、近年上昇傾向にあるものの国際的には低い数値です。

以上のことから分かるように、働く場面において、女性の力が十分に発揮されているとは言いがたい状況にあります。

このような現状を改善するため、この法律では企業に対し、女性活躍の状況把握や課題分析を行ない、それを踏まえた行動計画の策定をするなど、女性の活躍の推進に関する取組を実施するように努めることを定めています。



③ 障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)

(正式名:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

障がいのある人もない人も安心して暮らせる社会をめざすために、この法律では差別を解消するための措置として「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは?

この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や会社などの事業者が、障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取り扱いの禁止」といいます。

(不当な差別的取り扱いの一例)

障がいがあるという理由だけで、入場や来店を拒否する。



「合理的配慮の提供」とは?

国、都道府県、市町村などの役所や会社などの事業者は、障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応が必要だと伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)が求められています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

(合理的配慮の一例)

講演会、研修会などを主催する際に、聴覚障がいのある人のために、手話通訳や要約筆記を行なう。



人権に関する法律も調べるとたくさんあるね!!
さまざまな分野で人権は関わっているんだなあ…

7月10日から8月9日までは、 「鳥取県部落解放月間」です。

部落解放月間

部落解放月間は、「同和对策事業特別措置法」が施行された1969(昭和44)年7月10日を記念して、鳥取県が、同和問題の早期解決をめざして、1970(昭和45)年に制定しました。

期間中、県や各市町村は関係機関と連携しながら、県民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくよう、講演会や研修会の開催などさまざまな啓発活動を行なっています。

同和問題とは？

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

私たちは、自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。それにもかかわらず、なぜ同和地区の出身という理由だけで差別を受けなければならないのでしょうか？

**私たち一人ひとりが、まず同和問題を正しく理解すること、
そして、同和問題を自分の問題として考え、
「差別をしない、させない」意識を持って行動することが大切です。**



人権学習講座 誰でも人権アカデミー



※参加無料・事前申込必要 ※開催場所・お問合せ先 米子市人権情報センター(TEL:37-3183)

【第4回】8月1日(月)14:00～16:00

■ テーマ：「障がい者が教えてくれたこと」

■ 講 師：福留 史朗さん

(鳥取県障がい者スポーツ協会会長・
鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会長)

【第5回】8月10日(水)14:00～16:00

■ テーマ：「認知症サポーター養成講座」

■ 講 師：三代 富士子さん

(照陽の家 施設長)

第41回 人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会 ～人権尊重社会の実現に向けて、研究と実践を交流しよう～

「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」は、1974(昭和49)年に部落差別の解決を全県民の力で成し遂げようとの願いから始まり、回を重ねる中で、部落問題をはじめさまざまな人権問題に気づき解決しようとする、広がりや深まりを持った集会へと発展してきました。

この研究集会は、生活の中にある具体的な問題や、県内の各地域の実践を持ち寄って交流し、さまざまな人権問題を、自らの問題として話し合いを深め、お互いの成果に学び合う場となっています。

日時 8月5日(金) 全体会 9:45開始
分科会 13:10開始
場所 米子コンベンションセンターほか

講演 「部落問題と向き合う私たち」
講師:石井眞澄さん、石井千晶さん

参加資料代 1,500円
(討議資料代・記録集代)

ミニライブ DJ Yuta&Yuichi
(井谷優太さん・中原勇一さんの
県内在住グループ)